

(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業 実施方針に対する質問回答及び意見提案書

本質問回答及び意見提案は、平成19年2月21日～26日に受け付けた(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業 実施方針に対する質問及び意見提案を実施方針の項目順に整理し、記載したものです。

質問及び意見提案は、質問者の記載のとおりを転載しています。

- ・ 質問・意見提案の受付期間 : 平成19年2月21日(水)～26日(月)
- ・ 回答の公表日 : 平成19年3月9日(金)
- ・ 受付質問数 : 123件
- ・ 受付意見提案数 : 3件

平成 19 年 3 月 9 日

佐 野 市

質問回答書

注) 資料名欄 は実施方針本編 は別紙を示す。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
1		契約の形態	1	第1.1.(5).イ	基本契約を締結する「事業者」とはSPCのことでしょうか。または、代表企業 or コンソーシアムのことを指すのでしょうか。6-(3)に記載のある、「構成員全員」とは個別に各社と結ぶということでしょうか。	基本契約は、コンソーシアムの構成員及び協力会社全員と契約締結します。契約は個別ではなく一つの契約で、全員が署名します。
2		契約の形態	1	第1.1.(5).イ	落札後のSPCの設立時期(仮契約時期)はいつ頃(月数)を想定されているのでしょうか?	落札者決定後、約1ヶ月後に仮契約締結を考えています。
3		契約の形態	1	第1.1.(5).イ	本事業方式の場合、SPCは運営・維持管理をする内容にて契約を締結しますが、SPCへの出資比率、代表企業が運営・維持管理を再委託される企業でなくても構わないのでしょうか?	コンソーシアムの代表企業が、必ずしも維持管理・運営担当企業である必要はありません。代表企業のSPCへの出資比率については、構成員の中で最大とします。
4		契約の形態	1	第1.1.(5).イ	設計施工一括契約の契約者が設計担当企業、建設担当企業となっていますが、工事監理担当企業が含まれないのでしょうか。ご指示ください。	工事監理担当企業が設計担当企業と異なり、かつ構成員となる場合は、設計施工一括契約の締結先となります。
5		事業者の定義	1	第1.1.(5).イ	基本契約は「事業者」と締結し、維持管理・運営委託契約は「SPC」と締結する とありますが、事業者 = SPCということではないのでしょうか。	事業者は、設計・建設、維持管理・運営を含む本事業を実施する落札グループ(代表企業、構成員及び協力会社から構成される。)です。事業者が設立するSPCは維持管理・運営業務のみ行います。設計施工一括契約の契約締結先は、SPCではありません。
6		施設の利用形態	2	第1.1.(5).ウ	「屋内プール施設、温浴施設は市民等有料で利用できるものとする。」とありますが、料金の設定については事業者に決定権があると考えてよろしいでしょうか。	施設の利用料金設定については、市が提示する範囲内で事業者が提案することを予定しています。詳細については、入札公告時に明示します。
7		施設の利用形態	2	第1.1.(5).ウ	「多目的施設及び屋外施設は施設内容に応じて有料又は無料で市民等が利用できるものとする」とありますが、有料が無料かの判断は事業者に決定権があると理解してよろしいでしょうか。	当該施設の有料ゾーン及び無料ゾーンについては、市が設定します。詳細については入札公告時に明示します。
8		災害時の利用	2	第1.1.(5).ウ.(イ)	この施設あるいは周辺の区画は、地震等の災害時に住民の避難場所となることが想定されていますか。	本建設地は、市の防災計画上の避難場所に指定はされていません。ただし、当該余熱利用施設は公共施設であることから、他の公共施設と同様に災害時における一時避難所として利用することも考えられます。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
9		施設利用料金	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	「屋内プール施設、温浴施設は市民等有料で利用できるものとする。」とありますが、両施設の利用料は貴市にて設定されるのでしょうか。	質問番号6を参照してください。
10		施設利用形態	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	施設の休館日及び利用時間等運営に係る諸条件についてご提示ください。	当該施設の休館日、開館時間等の条件については、入札公告時に明示します。
11		施設の利用形態について	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	多目的施設及び屋外施設は施設内容に応じて有料又は無料で市民等が利用できるとありますが、「多目的施設」とは「余熱利用施設」のことでしょうか。	多目的施設とは、余熱利用施設内に設置する多目的ゾーンの施設（大広間、休憩室等）を指します。
12		施設の利用形態について	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	多目的施設及び屋外施設は施設内容に応じて有料又は無料で市民等が利用できるとありますが、11頁2-(1)施設の概要に記載されている施設のうち、有料の施設は、駐車場及び駐輪場との理解でよろしいでしょうか。それとも、自主事業施設を想定されているのでしょうか。	多目的ゾーンにある多目的施設のうち、休憩室（和室）は有料で貸出すことを予定しています。屋外施設の駐車場及び駐輪場は無料とします。屋外施設に事業者の任意提案による運動施設を自主事業で行う場合は、有料とすることを考えています。詳細については、入札公告時に明示します。
13		利用者数の推定	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	屋内プールと温浴施設の利用者数を推定できるような資料（周辺の競合施設の状況、売上、集客数など）は公表される予定ですか。	競合施設の売上、集客数等は公表できませんが、当該施設の利用者数の推計値は、参考として入札公告時に公表する予定です。
14		施設利用料の設定	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	当施設内の各種使用料（プール利用料、温浴施設利用料、駐車場利用料等）の決定権が佐野市にあるのか事業者にあるのかは、明確に今後されるのでしょうか。	質問番号6を参照してください。
15		施設利用料の設定の変更	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	事業期間中に事業者が自身で決定できる料金については、事業者の判断にて随時変更することは可能でしょうか。	自主事業等における料金の改定については、市と協議の上、変更することになります。
16		屋外施設の利用時間	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	屋外施設について、例えば駐車場は常時（24時間）利用できること、といった条件を付加することが予定されていますか	余熱利用施設の閉館後、屋外施設も閉鎖する予定です。詳細については、入札公告時に明示します。
17		屋外施設の利用時間	2	第1.1.(5).エ.(ア)	事前調査業務とは具体的に何を指すのでしょうか。（地質調査、ボーリング調査、電波障害等）	電力・上下水道・電話等の敷設状況調査、電波障害調査、市が実施した地質調査で不足する補足調査、その他必要とする調査です。
18		事業範囲	2	第1.1.(5).エ.(イ).a	維持管理の範囲に施設の修繕・大規模修繕は含まないと考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務の事業期間中に発生する修繕は、全て含まれます。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
19		施設概要について	2		床面積は約3000㎡程度を想定されていますが、設計は決まっていますか。 イ) プールゾーン * プールの種類・規模。 * トレーニングルームの規模、器械の種類・台数。 ロ) 温浴施設ゾーン * 浴槽・サウナの種類、規模。 ハ) 多目的ゾーン * 大広間・休憩室等の規模。	余熱利用施設の各ゾーンにおける施設規模等については、入札公告時に公表する業務要求水準書に明示します。なお、設計については応募者の提案に委ねます。
20		施設概要について	2	第1.1.(5).ウ.(ウ)	イ) 休館日は事業者に一任されるのですか。 ロ) 営業時間は事業者に一任されるのですか。 ハ) 利用料金は事業者に一任されるのですか。	休館日、営業時間、利用料金等については、市が基本的な考え方を示します。その範囲内で事業者が提案を行うこととなります。詳細については、入札公告時に明示します。
21		事業範囲について	3	第1.1.(5).エ.(イ).h	警備業務に関して、施設の休館日及び夜間は、無人化を考えているのですか。	当該施設の警備については、基本的には機械警備方式と不定時夜間等の巡回警備との併用を考えています。詳細については、入札公告時に明示します。
22		事業範囲について	3	第1.1.(5).エ.(イ).h	警備業務に関して、警備業務を実施する場合、その警備員には特別の資格を必要としますか。	警備員は警備業法に定める業務の経験を有する者を予定しています。詳細については、入札公告時に明示します。
23		本施設の運営業務について	3	第1.1.(5).エ.(ウ)	プールゾーン、温浴施設ゾーン、多目的ゾーン、自主事業について、現時点で想定されている運営業務の内容をご教授いただけませんか。	プールゾーンにおける水泳教室等の提供プログラム、多目的ゾーンにおける飲食提供サービス、その他共用ゾーンの売店での物品販売等を予定しています。詳細については、入札公告時に明示します。
24		自主事業	3	第1.1.(5).エ.(ウ).e	自主事業とは事業者が提案する内容になるのでしょうか?または市より実施すべき事業をある程度の範囲で特定されるのでしょうか	独立採算事業には、事業者が必ず提案しなければならない必須提案事業と、必ずしも提案する必要のない任意提案事業に分ける予定です。いずれも当該施設の設置目的及び公の施設に配慮した事業内容・範囲等を示す予定です。詳細については、入札公告時に明示します。
25		自主事業について	3	第1.1.(5).エ.(ウ).e	貴市が想定している自主事業（独立採算事業）がありましたらご教示ください。	質問番号23を参照してください。
26		自主事業（独立採算事業）に関する業務	3	第1.1.(5).エ.(ウ).e	自主事業（独立採算事業）について、定義を明示して下さい。また、事業内容、規模について制限がありましたら御教示下さい。	独立採算事業には、当該施設を無償で利用して、提供プログラムなどの運営を行うものと、事業者が設備等を整備して行う飲食提供及び物品販売等の運営を行うものがあります。いずれも必要な整備費（提供プログラム事業は不要）及び維持管理・運営費は事業者が負担します。料金収入は事業者のものとする予定です。詳細については、入札公告時に明示します。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
27		自主事業（独立採算事業）に関する業務	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業（独立採算事業）を行うための施設（設備）整備費用は、事業者が自ら負担するという理解で宜しいでしょうか？ また、事業期間終了時における、これら施設（設備）撤去の要否、費用負担、譲渡の有無（有償もしくは無償）についての考え方を御教示下さい。	前段のご質問については、質問番号26を参照してください。後段の御質問について、事業終了時に原則として事業者の負担で原状回復していただきます。その他については入札公告時に明示します。
28		事業範囲	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業に関してですが、貴市が想定されている内容は要求施設内での各教室やイベント運営等のソフト的なものでしょうか、それとも飲食店その他の施設整備も含めたハード的なものも可能でしょうか。	質問番号23を参照してください。
29		事業範囲	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業に関してですが、貴市として認められない施設用途がありますでしょうか。 ありましたら具体的にご提示ください。	質問番号24を参照してください。
30		事業範囲	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業について施設整備も含めた場合、その床への賃料について設定値又は下限値がありましたら、ご教示ください。	事業者が自主事業で運営管理を行う施設等については、行政財産の目的外使用となりますので、市の規定に基づき手続きを行ってまいります。使用料等については、入札広告時に明示します。
31		本施設の運営業務について	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業について、提案内容（事業、場所、等）について、何らかの制限はありますでしょうか。	質問番号24を参照してください。
32		本施設の運営業務について	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	自主事業について、施設使用料や水光熱費の市への支払は必要でしょうか。	施設使用料については、質問番号30を参照してください。光熱水費については、事業者負担してまいります。
33		本施設の運営業務について	3	第1.1.(5). 工.(ウ).e	11頁2-(1)施設の概要に記載されている売店コーナーの運営業務は、当該自主事業にあたりますでしょうか。それとも、a～dのうちのいずれかの運営業務にあたりますでしょうか。	売店における物品販売等は、独立採算事業とします。
34		本施設の運営業務	3	第1.1.(5). 工.(ウ).f	自主事業を除き施設利用料金は貴市が設定し、事業者はその公金徴収業務も行うと考えて宜しいでしょうか？御教示下さい。	施設の利用料金設定については、質問番号6を参照してください。利用料金は事業者の収入とする利用料金制を採用する予定です。詳細については、入札公告時に明示します。
35		事業者の収入について	3	第1.1.(5). オ.(ア)	建設費相当分は、建設工事中及び工事完了後に事業契約に基づき支払うとありますが、一方、14頁第7-2-(1)では、建設完了後速やかに事業者へ支払う予定であるとあります。建設工事中の支払いは予定されていらっしゃるのでしょうか。	建設費相当分のうち設計費は、設計業務終了時に支払う予定です。建設費の支払い方法については入札公告時に明示します。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
36		事業者の収入	3	第1.1.(5).オ.(ア)~(オ)	屋内プール施設と温浴施設の利用料は事業者の収入となると考えてよろしいでしょうか。その場合、維持管理・運営期間中に貴市が事業者を支払うサービス対価の対象は以下のように利用料を控除した額と考えてよろしいでしょうか。 サービス対価の対象（維持管理と運営） ＝「維持管理・運営費」-「利用料収入」（自主事業除く） サービス対価の対象をご教示ください。	施設の利用料金を直接事業者の収入とする「利用料金制」を採用する予定です。維持管理・運営費の対価については、入札公告時に明示します。
37		事業者の収入について	3	第1.1.(5).オ.(イ)	維持管理に係る対価の支払が、毎年度となっていますが、年1回払いを予定されているのでしょうか。	支払い回数を半期又は四半期ごとにするかは、入札公告時に明示します。
38		事業者の収入について	3	第1.1.(5).オ.(イ)	運営に係る対価の支払が、毎年度となっていますが、年1回払いを予定されているのでしょうか。	質問番号37を参照してください。
39		事業者の収入	3	第1.1.(5).オ.(ウ)	運営に対する対価に関する事項としてですが、供給される熱源以外の水光熱費（上下水道・電気・ガス）は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者が行う独立採算事業に係る光熱水費は、事業者が負担します。それ以外の光熱水費については、入札公告時に明示します。
40		事業範囲について	3	第1.1.(5).オ.(ウ).e	自主事業（独立採算事業）における制限事項についてご説明願います。	質問番号24を参照してください。
41		事業者の収入について	3	第1.1.(5).オ.(エ)	独立採算事業の売店等の床部の賃料は市に支払う必要があるのでしょうか。	質問番号30を参照してください。
42		事業者の収入について	3	第1.1.(5).オ.(エ)	独立採算事業には、スイミングスクール等も含んで宜しいでしょうか。	質問番号23を参照してください。
43		独立採算事業における建物使用	3	第1.1.(5).オ.(エ)	独立採算事業において施設を利用した場合、その賃借料は市に直接支払うのでしょうか。それともその収入も事業提案の中で運営者の収入として認識してよいのでしょうか。	プールゾーンにおける提供プログラム等では賃借料を支払う必要はありません。その他当該施設の床を使用する売店等は、行政財産の目的外使用となります。使用料等については入札公告時に明示します。また、独立採算事業の収入は、事業者の収入とする予定です。詳細については入札公告時に明示します。
44		設計の協力	3	第1.1.(7).ア	設計・建設期間は平成19年12月からとありますが、それを待たず落札者は、落札の決定・公表後から、設計業務に関して市に各種データの開示の要求はできますか。	落札者決定後、基本協定を締結した後、設計業務に必要なデータ等の要求を行うことは可能です。
45		事業スケジュール	3	第1.1.(7).イ	開業準備に要する期間は「設計・建設期間」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。御教示下さい。	御理解のとおりです。供用開始前に必要な従業員の配置、教育訓練等は設計・建設期間中に行う必要があります。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
46		事業者の収入	3	第1.1.(5).オ.(エ)	以下の設置品及びテナントは独立採算事業の解釈で良いか、又導入に際し規制を受けることがあるのでしょうか。 イ) 自動販売機の設置。 ロ) コイン式マッサージ機の設置。 ハ) コイン式測定器(血圧計、体脂肪計等)の設置。 ニ) 食堂(アルコール類の販売を含む)の運営。 ホ) スポーツ用品の販売。 ヘ) 農産物等の直売所(館内・館外)の運営。 ト) 手もみ・足つぼ等の運営 チ) プール、トレーニングルームでの教室の開講。	ロ)、ハ)、ニ)、ヘ)、ト)につきましては、今後検討させていただきます。その他は御理解のとおりです。導入の際の規制については質問番号24を参照してください。
47		特定事業の選定	4	第1.2	予定価格は公表されるのでしょうか。	予定価格は入札公告時に公表する予定です。
48		特定事業の選定	4	第1.2.(1)	特定事業に選定されない場合、事業は中止または延期になるのでしょうか。	特定事業に選定する理由が得られない場合は、事業中止になります。延期する場合は、別途理由によるものとなります。
49			4	第1.2.(2).ア	予定価格は公表されるのでしょうか。されるとすれば時期はいつになるのでしょうか。	質問番号47を参照してください。
50		選定の公表	4	第1.2.(3)	本事業を特定事業として選定し、公表する場合、予定価格は公表される御予定でしょうか。御教示下さい。	質問番号47を参照してください。
51		募集及び選定のスケジュール	5	第2.2	入札後のヒアリング(プレゼンテーション)がある場合、予定を御教示下さい。	入札後、提案書類内容について応募者に対して質問等を要する場合は、ヒアリングを行うことが考えられます。
52		募集及び選定のスケジュールについて	5	第2.2	入札公告段階やそれ以降の段階で、債務負担行為額や予定価格の公表をされる予定はありますでしょうか。	債務負担行為の設定額については、公表する予定はありません。予定価格については、質問番号47を参照してください。
53		構成員の要件	6	第2.4.(1).イ	施設の設計を担当する企業及び建設を担当する企業がそれぞれ1社だけの場合、「協力会社」としてではなく、「構成員」となること(=SPCに出資すること)が必須なのでしょうか。	御理解のとおりです。
54		応募者の構成について	6	第2.4.(1).イ	設計、建設、運営を担当する企業が複数の場合、それぞれ1者が出資すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	設計、建設、運営を担当する複数企業のうち、それぞれ1社を構成員とする場合は、御理解のとおりです。なお、構成員に維持管理担当企業を含めてください。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
55		応募者の構成について	6	第2.4.(1).イ	維持管理を担当する企業は、出資義務がないとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号54を参照してください。
56		応募者の構成について	6	第2.4.(1).工	設計・施工を担当する構成員から業務の一部を受託、又は請負うことを予定している者は、協力会社として参加表明書提出時に明らかにすることとありますが、施工の場合、下請企業を協力会社として明示する必要があると言う意味でしょうか。参加表明時に、下請企業を明示することは、困難です。	下請企業を全て協力会社にする必要はありません。協力会社は、あくまでも本事業の遂行上、コンソーシアムの一員として参画したほうがよいと判断される場合に、参加表明書に記載してください。
57		応募者の参加資格要件	6	第2.4.(1).工	構成員又は協力会社として参加表明しなければ、業務を受託又は請負うことは出来ないのですか。	業務の第三者への委託は可能ですので、構成員又は協力会社でなくとも業務の一部を受託又は請負うことは可能です。
58		応募者の参加資格要件	6	第2.4.(1).工	構成員又は協力会社としてSPCに参加表明したが他グループに落札した場合、そのグループから業務を受注又は請負うことは可能ですか。	構成員又は協力会社としてコンソーシアムに参加した場合は、他の応募グループの構成員又は協力会社になることはできませんが、他の落札グループから業務を委託することは可能です。
59		応募者の構成について	6	第2.4.(1).カ	SPCの設立場所について、当該施設内に設立してもよろしいでしょうか。	SPCの設立場所は、当該施設以外の佐野市内としてください。
60		参加資格要件の基準日について	7	第2.4.(2)	参加表明書及び入札参加資格申請書の提出期限の日から入札までに参加資格要件を欠くことになった場合、失格とするとありますが、失格するのは当該構成員でしょうか。それともグループでしょうか。	構成員及び協力会社が資格を欠くことになった場合は、応募者の参加資格要件の項(1)クの規定に拠ります。
61		設計業務を行う者の資格要件について	7	第2.4.(3).ア.(ウ)	屋内温水プール及び温浴施設の基本設計又は実施設計を行った実績を有していることとありますが、同一施設に拘らず、それぞれ別施設における実績を有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりとします。
62		建設業務を行う者の資格要件について	7	第2.4.(3).イ.(エ)	屋内温水プール及び温浴施設を完成させた施工実績を有していることとありますが、同一施設に拘らず、それぞれ別施設における実績を有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりとします。
63		参加資格	7	第2.4.(3).ア	設計業務を行う者の参加資格は、(ア)(イ)(ウ)の要件を満たす者の1社、1者でなく、複数名、複数者でも良いということでしょうか。また、建設業務を行う者についても同様の理解で宜しいでしょうか。	設計業務を1社で行う場合は、資格要件(ア)(イ)(ウ)を全て満たす必要があります。複数で行う場合、資格要件(ア)(イ)は全ての会社が満たさなければなりません。資格要件(ウ)は、その内の1社が満たしておけばよいということです。また、建設業務を1社で行う場合は、資格要件(ア)(イ)(ウ)(エ)を全て満たす必要があります。複数で行う場合は、資格要件(ウ)は全ての会社が満たさなければなりません。資格要件(ア)(イ)(エ)は、その内の1社が満たしていればよいということです。
64		設計業務を行う者	7	第2.4.(3).ア.(ウ)	設計業務を行う者の実績条件で施設の利用人数70人以上との条件は、どのような条件でしょうか。 例)・同時入場者人数 ・更衣ロッカ-の数	温浴施設全体の同時最大利用者数です。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
65		応募者の参加資格要件	7	第2.4.(3). ア.(ウ) 第2.4.(3). イ.(エ)	温浴施設の規模の「利用人数70人以上×男女」の意味するところは以下の ・浴室のカラン(洗い場)数 ・浴室の収容人数 ・脱衣室なども含めた施設の収容人数の何れでしょうか。又男女ということは70人の2倍と考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問については、質問番号62を参照してください。後段の御質問については、男女各々70人以上ですので合計で140人以上となります。
66		応募者の参加資格要件	7	第2.4.(3). ア.(ウ) 第2.4.(3). イ.(エ)	前の質問に関してですが、温浴施設の設計及び施工実績の証明方法についてご教示ください。	契約書と温浴施設のある階の一般平面図を提出していただきます。
67		応募者の参加資格要件	7	第2.4.(3). ア.(ウ) 第2.4.(3). イ.(エ) 第2.4.(3). エ.(イ)	各業務について「・・・担当する者のうち一者は・・・」とありますが、これはJVによる参加も可と考えてよろしいでしょうか。又その際に業者数や出資比率等についての制限はありますでしょうか。	各業務を複数の企業で行うことは可能です。JVの参加については、入札公告時に明示します。
68		施工実績について	7	第2.4.(3). イ.(エ)	「共同企業体の構成員としての受注金額が最大のものに限り」とはJVの代表企業であることに限ると理解すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
69		工事監理業務を行う者の資格要件について	7	第2.4.(3).ウ	本施設の設計業務を担当するものが、工事監理業務を兼ねることは可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
70		参加資格	8	第2.4.(3).エ	維持管理・運営業務を行う者が維持管理と運営が別会社の場合はそれぞれが(ア)(イ)の要件を満たすことが必要でしょうか。または維持管理・運営業務ひとつくりでよろしいのでしょうか。	維持管理と運営を別会社が行う場合、各々の会社が資格要件(ア)(イ)を満たす必要があります。
71		設備機器の予定	8	第2.4.(3).エ	施設への入退場や料金徴収の機器について、他の施設と相互に利用可能なシステム(ICカードなど)を予定されていますか。	特に予定はしていません。
72		入札参加資格取得について	8	第2.4.(3). エ.(ア)	平成19・20年度物品・役務の提供等入札参加資格を保有していない企業が、新たに申請を行い資格を取得することは可能でしょうか。(佐野市HPによりますと、4月以降の申請が可能と思われますが)	可能です。
73		入札参加資格取得について	8	第2.4.(3). エ.(イ)	維持管理・運営業務の過去の実績については、施設規模の記載がありませんが、施設規模は問わないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
74		基本設計について	8	第2.4.(4).オ.(ウ)	余熱利用施設の基本設計は、公表される予定でしょうか。公表される場合、いつを想定されていますでしょうか。	基本設計図は、参考図として入札公告後、閲覧できるものとします。
75		建設予定地	11	第4.1.(1)	建設予定地の測量図等は募集要項にて提示されるものと思われませんが、文化財や障害物などの埋設物調査結果や地質・高低差などについても合わせてご提示ください。	測量図及び地質調査報告書は、入札公告後、閲覧できるものとします。埋蔵文化財については、調査は不要と考えています。なお、地中埋設物調査は行っていません。
76		建設予定地	11	第4.1.(1)	現地を確認させていただいたところ、敷地内に大きく土を盛っておられました。この残土はクリーンセンターの本体工事に処分され、本事業には影響ないものと考えてよろしいでしょうか。	本敷地内にある残土については、本施設整備にあたって、二次造成等に利用していただきます。
77		建物位置	11	第4.1.(1)	建物位置は建設予定地内であったら何れの場所でもよいのでしょうか。	余熱利用施設、多目的広場、駐車場の基本的な配置については、入札公告時に公表する業務要求水準書に明示します。
78		建設予定地	11	第4.1.(2)	入札公告時には当該敷地の位置、境界は目視確認できますか。	概ね確認できます。
79		厨房について	11	第4.2.(1)	多目的ゾーンでの厨房は大広間、休憩室への給食等を前提とした施設と考えてよいですか。	多目的ゾーンの厨房は、飲食提供サービスを行うものであり、給食を提供するものではありません。
80		駐車場について	11	第4.2.(1)	バス駐車場は常設8台、臨時10台、計18台程度必要と考えてよいですか。	臨時バス駐車場は14台とします。合計で22台となります。
81		厨房について	11	第4.2.(1)	施設の概要の表中、多目的ゾーンに厨房の記載がありますが、この厨房はどのような目的（大広間での食事提供等）で設置されるのでしょうか。	質問番号79を参照してください。
82		駐車場について	11	第4.2.(1)	一般駐車場、従業員駐車場は平面駐車場とする必要はありますでしょうか。機械式駐車場の設置は可能でしょうか。	一般駐車場は、利便性、経済性（建設費、維持管理費等）を考慮して平面式駐車場とします。従業員用駐車場は機械式でも可能です。
83		駐車場について	11	第4.2.(1)	駐車場のうち、バス駐車場の臨時10台分については、一般駐車場、常設バス駐車場、従業員駐車場のスペース以外に設置する必要がありますでしょうか。	臨時バス駐車場は、一般駐車場、常設バス駐車場、従業員駐車場とは別に設置する必要があります。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
84		共用ゾーン	11	第4.2.(1)	「余熱利用施設」の「共用ゾーン」に「売店コーナー等」とありますが、これは事業者が独立採算で行なう内容と理解してよろしいでしょうか。	質問番号33を参照してください。
85		プールの深さ	11	第4.2.(1)	プールの深さについて要求される基準はありますか。	入札公告時に公表する業務要求水準書に基本的な数値を明示します。
86		屋外施設	11	第4.2.(1)	屋外多目的広場に予熱利用施設以外の建物（四阿以外）の建設は可能でしょうか。	本施設の設置目的を完遂するため、機能上必要となる建物の建設は可能と考えます。
87		屋外施設	11	第4.2.(1)	建設予定地内に建設した建物はすべて市の所有となるのでしょうか。	原則として、市の所有とします。ただし、市が承認し、事業者が独立採算事業で整備した施設については、事業者の所有とします。
88		屋外施設	11	第4.2.(1)	屋外施設の駐車場の従業員駐車場の従業員とは本施設の従業員を指すと考えてよいでしょうか（クリーンセンターの従業員は使用しない）。	本施設の従業員用です。
89		屋外施設	11	第4.2.(1)	屋外駐車場をクリーンセンターの業務車が利用する計画はありますか。	現時点では、そのような計画はありません。
90		施設の概要	11	第4.2.(1)	建設予定地内のすべてに対して施工（施設）を施さなくてはなりませんか。不必要と事業者が判断した箇所については、現状のままというものは可能でしょうか。	施工の不必要な箇所を具体的に掲げて、質問してください。
91		屋外施設	11	第4.2.(1)	屋外多目的広場にて営利を目的とした事業（独立採算事業）を行なってよいでしょうか。たとえばゲートボール場、コンビニの設置等。	質問番号24を参照してください。
92		水光熱費について	11	第4.2.(2)	余熱以外の水光熱費も無償供給されると考えてよいですか。	質問番号39を参照してください。
93		余熱の供給	11	第4.2.(2)	余熱（熱源）はどの場所にて受け渡しでしょうか。敷地境界にて受け渡しでしょうか。	本敷地内にある取合点まで配管ビット及び配管が敷設済で、目視確認可能です。詳細図面等は入札公告時に公表する業務要求水準書で明示します。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
94		余熱の供給	11	第4.2.(2)	入札公告時には余熱(熱源)の本事業施設への供給設備は完成しているのでしょうか。完成している場合、その位置、図面は公表され、その位置、設備を目視確認できますか。	供給設備は完成済です。後段の御質問については、質問番号93を参照してください。
95		熱交換器の設置	11	第4.2.(2).ア	熱交換器の選定や設置は、市あるいは事業者のいずれの負担でしょうか。	本事業範囲としますので、事業者が行います。
96		施設への接続	11	第4.2.(2).ア	熱源から本事業で建設する施設までの温水パイプ等の接続は、市あるいは事業者のいずれの負担でしょうか。	本事業範囲としますので、事業者が行います。
97		余熱供給条件	12	第4.2.(2).ア	備考欄に「敷地境界取合点にて」とありますが、敷地境界までの高温水配管設置は貴市にて行い、それ以降の整備については事業範囲と考えてよろしいでしょうか。又、その取合点については募集要項にて定められるのでしょうか、それとも提案内容に沿って指定・変更できるのでしょうか。	質問番号93を参照してください。なお、取合点を変更する場合は、市と協議の上、事業者の負担で行うことになります。
98		余熱供給条件	12	第4.2.(2).ア	供給源である焼却施設が、部品交換等の保守・メンテナンスや事故等により休炉となった場合のリスク負担・保証についてご教示ください。	焼却施設が保守・メンテナンスで休炉する場合は、原則として当該施設も休館とします。ただし、市が開館を必要とする場合は、焼却施設に設置されている熱供給用ボイラー設備を稼働して、高温水を供給します。その費用は、別途協議することになります。
99		余熱利用対象設備	12	第4.2.(2).イ	供給熱量範囲内が前提条件となりますが、対象設備として施設全体の空調設備や積雪時の融雪等を含めてのエネルギーの有効利用提案は可能でしょうか。	供給可能熱量は、入札公告時に公表する業務要求水準書に明示します。当該対象設備で使用する余熱負荷量を勘案して、負荷に余裕がある場合は、当該対象設備のほかに使用することを提案することは可能です。
100		予熱供給対象設備について	12	第4.2.(2).イ	予熱利用の給湯として、厨房は除くとされておりますが、その理由をご教授ください。	厨房は事業者の独立採算事業に使用するものであり、余熱利用対象としません。
101		予熱供給対象設備について	12	第4.2.(2).イ	予熱利用の対象設備が記載されておりますが、このほかの用途(多目的ゾーンの暖房等)に予熱を利用することは可能でしょうか。	質問番号99を参照してください。
102		余熱利用対象	12	第4.2.(2).イ	温水プール用のシャワー、トイレ、照明、ポンプ、清掃機器は「余熱利用対象設備」に含まれるのでしょうか。	温水プールのシャワー、トイレの給湯は対象と考えます。照明、ポンプ、清掃機器に余熱を利用することが可能かどうか判断しかねます。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
103		施設規模	12	第4.2.(3)	「延床面積約3,000m程度」とありますが、上限面積についてご教示ください。	面積の許容範囲については、入札公告時に明示します。
104		市議会の議決について	15	第8.2	事業契約の締結の議決と、指定管理者の指定の市議会は、別の市議会日程のように拝察しますが、事業契約の締結後、指定管理者の指定が行われないことがあり得ますでしょうか。その場合、本事業の運営業務はどのような扱いになるのでしょうか。	S P Cを指定管理者として指定する議案については、議会が承認するものであり、予想することは困難です。
105		市議会の議決について	15	第8.2	事業契約の締結の議決と、指定管理者の指定の市議会は、別の市議会日程のように拝察しますが、両者を同一議会としていただけませんかでしょうか。	入札公告時に明示します。
106		市議会の議決	15	第8.2.(2)	指定管理者の指定に関する議会は現時点でいつを想定されていますか、ご教示ください。	入札公告時に明示します。
107		指定管理者の指定	15	第8.2.(2)	落札事業者が、指定管理者の指定を受けると考えてよいですか。	落札事業者が設立するS P Cを指定管理者として指定することになります。
108		その他			みかもクリーンセンター内に食堂施設はあるのでしょうか。	ありません。
109		その他			本施設の不具合（余熱設備の故障等）により、クリーンセンターの稼働ができなくなる可能性はありますか。	その可能性はないものと推察します。
110		その他			本施設用の上下水道・電気・ガス・電話等のインフラ整備は終了しているのでしょうか。	上下水道、電気、電話等は本敷地の北西側道路に敷設されています。敷地内への引き込みは事業者が行ってください。また、都市ガスはありませんので、L Pガス使用となります。
111		その他			みかもクリーンセンターの建設時に建設反対運動等がありましたか。	建設工事開始後の反対運動等はありませんでした。
112		その他			当該事業の工事中（仮設）の電気・水道・下水・電話は既存施設よりメーターを設置し分岐し、使用させていただけますか。	みかもクリーンセンターからの分岐・使用はできません。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
113		その他			当該事業地に隣接する周辺道路等のインフラ工事は、入札公告時には完了していますか。	周辺道路については、現況とかわりません。
114		その他			イ) 総工費(余熱利用施設、屋外施設それぞれ)はどのくらいですか。 ロ) 厨房・飲料水を除いた利用水は上水、井戸水どちらですか。 ハ) 排水は下水道を使用ですか。 ニ) 温泉の掘削を予定されていますか。 ホ) 物価変動をどの位見込まれていますか。 ヘ) ニーズに沿ったリニューアルをする場合の特例はあるのですか。	イ) 予定価格は入札公告時に公表する予定です。 ロ) 上水を利用することになります。 ハ) 公共下水道に排水します。 ニ) 予定はありません。 ホ) 維持管理運営費については、考慮する予定です。 ヘ) 市がリニューアルを行う場合は、市の負担で行います。市が了承して、事業者が行う場合は、事業者の負担で行うことになります。
115		税制度リスクについて	18	別紙3.No10	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するリスクが市及び事業者の双方が負担することとされていますが、どのようなリスクを想定されており、また事業者の負担すべきリスクの範囲や限度について、どのようにお考えでしょうか。	新たな税制度が導入された場合の税制リスクについては、原則として、市、事業者の両方でリスクを分担する考え方です。具体的なリスクの分担については、入札公告時に公表する事業契約書(案)で明示する予定です。
116		税制度リスクについて	18	別紙3.No10	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するリスクが市及び事業者の双方が負担することとされていますが、法人の利益に関する税の新設・変更以外のリスクについては、市負担としていただけませんかでしょうか。	質問番号115を参照してください。
117		物価変動リスクについて	18	別紙3.No22	設計建設段階における物価変動リスクは、事業者負担となっていますが、昨今の物価動向からしますと、過度な物価変動が生じた場合、そのリスクについては市負担としていただけませんかでしょうか。	事業者の負担とします。
118		要求水準未達リスク	19	別紙3.No45	「要求仕様」とありますが、「要求水準」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
119		需要変動リスクについて	19	別紙3.No48	欄外 3に記載のインセンティブについて、現時点での想定をご教授いただけませんかでしょうか。	インセンティブの具体的なスキームについては、検討中であり、入札公告時に公表する入札説明書で明示します。

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	質問	回答
120		需要変動リスクについて	19	別紙3.No48	欄外 4に記載の自由提案事業とは、3頁エ - (ウ) - eに記載の自主事業（独立採算事業）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
121		インセンティブ	19	3	記載のある「インセンティブ」とは具体的にどのようなお考えでしょうか？ 水道光熱費等の高騰や利用者増による運営費用が増加した場合の対応はこの「インセンティブ」範囲内で事業者が負担するということでしょうか？ また、インセンティブは結果が確定した後(事業年度終了後)の支払でしょうか？ 実際の運営期間中に利用者増、水光熱費増により資金需要が発生した場合に、インセンティブによる対応が可能となるようなスキームをお考えでしょうか？	質問番号119を参照してください。
122		別紙3 リスク分担表 施設損傷リスク	19	別紙3.No35	不可抗力（地震・台風等）による施設損傷リスクは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表の欄外 1に記載のとおり、設計・建設期間については、従来の公共工事の請負契約と同様に本件の工事費相当額の1/100まで、維持管理・運営期間中は一事業年度の維持管理・運営費に相当する額の1/100までは事業者の負担とし、これを超える分については市の負担とします。
123		別紙3 リスク分担表 需要変動リスク	19	別紙3.No35	VFMの設定時に基準となった施設利用者数を御教示下さい。 もし御教示いただけない場合、事業者側で予測した施設利用者数が基準と大幅に相違した場合、減点の対象となるのでしょうか。	質問番号13を参照してください。

意見提案書

整理番号	資料名	質問項目	ページ	該当箇所	意見・提案
1		事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	5	第2.1	VFMの設定時に基準となった施設利用者数は是非御教示頂きたいと思います。その基準利用者数に対する収入（費用）での提案・入札として頂く事で、公正な競争が確保できるものと思います。 事業者によっては入札金額を少なくするために、過度に楽観的な収入見込みによる提案をしないとも限りません。 定量的な評価に偏ることなく、公正な競争が確保されるよう、定性的な評価にも重点を置いた選定基準の設定をお願いいたします。
2		PSCの公表			PSCは公表されるのでしょうか。公表を希望します。
3		目標集客数			市としての目標集客数の計画をご教示ください。